

## 令和5年度 割賦販売法・自主ルール研修 コンプライアンス研修実施概要

### 1. 目的

コンプライアンス研修は、割賦販売法及び自主ルールの遵守に必要な社内体制の整備等を行うために必要な知識等を習得することを目的としています。

### 2. 研修の対象者

本研修の研修対象者は、以下の通りです。

#### 【割賦販売法・自主ルール研修に関する細則 第6条第1項】

協会の会員のうち研修対象会員（包括・個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）であって、以下に該当する者となります。

- ① 協会に届出をしている会員代表者
- ② 包括信用購入あっせん業務又は個別信用購入あっせん業務を担当する役員
- ③ クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務を担当する役員

上記研修対象者は、原則として、毎年度、受講・修了することが求められています。

#### 【割賦販売法・自主ルール研修に関する細則 第7条第1項】

研修対象会員は、第8条に定めるところにより、コンプライアンス研修を、毎年度、受講対象役員等を受講させ修了させるものとする。

注1) 本年度もeラーニング方式での研修です。業務の合間など各自の都合に合わせてご受講いただくことが可能です。病欠など、どうしても受講できない状況を除き、上記研修対象者は、原則、全員受講いただくようお願いいたします。

注2) 自主規制規則では、経営陣の責務として、経営管理に係る基本理念や法令遵守体制の整備等を、会員の意思決定機関において決定する旨を定めることとしています。このため、本研修の対象となる役員の範囲は、原則、経営陣の方々となります。各社における役員の呼称（取締役、執行役員、執行役等）が異なるため、対象となる役員については、本研修の趣旨をご理解の上、各社においてご判断ください（別途FAQ参照）。

注3) 上記の研修対象者のほか、次の方々も受講することができます。

- (1) 研修対象会員以外の会員の役員
- (2) (包括・個別)信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務を営む(営む予定を含む。)非会員の役員
- (3) 研修対象会員の業務委託先その他の関連会社の役員(研修対象会員を通じて受講の申込みをした場合に限り。)

### 3. 修了要件

研修の修了要件は、以下の通りです。

コンプライアンス研修に参加し、指定した研修内容を所定の研修時間で受講した方となります。このため、eラーニングによる研修期間(令和5年12月1日(金)～令和6年2月9日(金))内<sup>注1)</sup>に研修コース内に設定された「単元」全てを視聴し、最後に簡単なアンケートにお答えいただくことで修了となります。

注1) 研修期間内に修了しない場合は、未修了となります。

注2) コンプライアンス研修の修了証は発行しませんので、各社において受講記録の作成と保存をお願いいたします。なお、申込責任者の方は自社の受講者全員、受講者の方は自身の受講状況・受講結果について、eラーニングサイト上でご確認いただくことができます。また、申込責任者の方は、受講結果等のファイルをダウンロードすることができます。

#### 4. 研修内容等

##### (1) 研修期間

令和5年12月1日(金) 0:00~令和6年2月9日(金) 23:59

※ 上記期間内に受講を修了するようにしてください。

##### (2) 実施方法

eラーニング方式

※ システム環境等により、eラーニングによる研修の受講ができない場合は、その旨を受講期間開始日までに「7. お問い合わせ先」までご連絡ください。

##### (3) 研修内容(予定)

単元	内 容	講 師	時 間
1	挨拶	一般社団法人日本クレジット協会 会 長 山本 豊	約 10 分
2	「割賦販売法と令和4年度立入検査実績・主な指摘事項等について①」(仮題)	経済産業省 商務・サービスグループ 商取引監督課長 豊田原 氏	約 30 分
3	「割賦販売法と令和4年度立入検査実績・主な指摘事項等について②」(仮題)		約 30 分
4	法令違反を起こさないための社内体制の整備と実効性の確保について① 「コンプライアンスの考え方の進展と背景」	片岡総合法律事務所 所長弁護士 片岡 義広 氏	約 20 分
5	法令違反を起こさないための社内体制の整備と実効性の確保について② 「実務事例を踏まえた体制整備の見直しポイント」	片岡総合法律事務所 弁護士 前田 竣 氏	約 60 分
	研修内容に関するアンケートの回答をもって研修修了となります。		

注1) 研修資料は、いずれもダウンロードしていただけます。必要に応じてJCA資格ネットよりダウンロードしてください。なお、資料は本研修開始日の令和5年12月1日(金)から提供予定です。

注2) 講演内容・時間等については、一部変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

**【講師紹介】**（第4単元）

片岡 義広 氏（片岡総合法律事務所 所長弁護士）

（略歴）

- ・1980年4月 弁護士登録
- ・1984年4月 細田・片岡法律事務所（共同事務所）を開設
- ・1985年9月 片岡義広法律事務所を開設
- ・1990年6月 片岡総合法律事務所に改組（2018年3月弁護士法人片岡総合法律事務所設立）

（主要役職等（2023年9月現在就任中のもののみ記載））

- ・中央大学法科大学院 客員教授
- ・金融法委員会 委員
- ・一般社団法人流動化・証券化協議会 監事
- ・三菱製紙株式会社 社外取締役
- ・清水建設プライベートリート投資法人 監督役員

（近時の主要著書・共著・編著等）

- ・金融制度の議論と『決済』等の概念（自由と正義 71 巻 2 号・2020 年・論文）
- ・Q&A Fintech がよくわかる講座（きんざい・2020 年・共同執筆）
- ・ブロックチェーン 3.0—国内外特許からユースケースまで（NTS・2020 年・分担執筆）
- ・ISO(国際標準)9001(品質管理)が日本法に与える影響（金融法務事情 2162 号・2021 年）
- ・クレジットカード等契約の法律構成の可能性（CCR(クレジット研究) 10 号・2021 年・論文）
- ・暗号資産交換業者の暗号資産（ネム）流出による履行不能及び履行遅滞に基づく債務不履行責任（消極）（CCR(クレジット研究) 12 号・2023 年・論文）等、その他共著等多数

**【講師紹介】**（第5単元）

前田 竣 氏（片岡総合法律事務所 弁護士）

（略歴）

- ・2011年3月 京都大学 法科大学院 修了
- ・2013年12月 弁護士登録（東京弁護士会・66期）
- ・2017年4月 経済産業省 商取引監督課に任期付公務員に任用
- ・2018年4月 経済産業省 制度改正準備室（商取引監督課と併任）
- ・2018年10月 経済産業省 商務サービスグループ 参事官室（商取引監督課と併任）

（近時の主要著書・共著・編著等）

- ・ID 及びパスワードが不正利用された場合における免責規定の適否（CCR(クレジット研究) 10 号・2021 年・論文）
- ・Q & A 個人情報保護がよくわかる講座 [第 2 分冊] 銀行業務と個人情報保護（2022 年改訂版）（きんざい・2022 年・共著）
- ・チャージバックの成立を理由とした加盟店への支払済み代金の返還請求（積極）（CCR(クレジット研究) 11 号・2022 年・論文）
- ・多数当事者が関係する決済サービス（NBL1243 号・2023 年・大内との共同執筆）
- ・BNPL サービスと法規制（月刊金融ジャーナル 811 号・2023 年・執筆）
- ・決済情報を含む金融データの利活用（NBL1245 号・2023 年・共同執筆）
- ・割賦販売法上の加盟店調査義務の実施主体及び客体（CCR(クレジット研究) 12 号・2023 年・論文）等、その他共著等多数。

## 5. 受講料

会 員：1名：2,200円（税込み） 非会員：1名：4,400円（税込み）

注1）研修は、当該受講対象者毎にお申込みいただき、ID通知後から受講をお願いいたします。

受講者は、発番されたIDをもって管理します。

注2）会員には研修期間終了後に請求書を送付します（令和6年2月下旬頃）。

注3）非会員には利用申込受付後に請求書を送付しますので、入金確認後申込責任者ID等を送付いたします。

## 6. 受講申込等について

申込方法、受講方法等の詳細については、「令和5年度コンプライアンス研修（eラーニング方式）申込方法等について」を参照してください。

## 7. お問い合わせ先

一般社団法人 日本クレジット協会 人材育成部

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル

TEL：03-5643-0011（代表） 03-5643-0018（人材育成部直通）

FAX：03-5643-0080 E-mail:kenshu@jccredit.jp

以 上

令和5年度 割賦販売法・自主ルール研修

「コンプライアンス研修」 実施スケジュール

日 程	主な内容等
令和5年 9月22日（金）	開催案内・受講申込開始日
↓	
11月 2日（木）	受講申込締切日
↓	
11月30日（木）	受講者へのID・パスワードの通知
↓	
12月 1日（金）0:00～	研修開始日
↓	
令和6年 2月9日（金）23:59	研修期間終了日
↓	
2月下旬頃	請求書発送